



成迫社会保険労務士法人
 松本事務所 TEL 0263-88-2862
 長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
 松本事務所 TEL 0263-38-7300
 長野事務所 TEL 026-291-4160
 飯田事務所 TEL 0265-25-0261

賃金改定で使える助成金

助成金

7月14日、最低賃金を全国一律で28円上げる目安額が示されました。長野県は10月1日から877円になる見込みです。今回の目安額は過去最大の引上げ額となり賃金改定で使える助成金が要件緩和・拡充されましたのでご紹介いたします。

<業務改善助成金>

<<概要>>

事業場内の**最低賃金を一定以上引上げ**、**生産性向上に資する設備投資**などを行った場合に助成

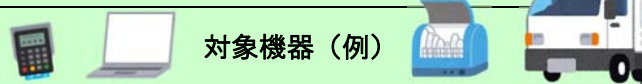
【対象事業場】

- ① 事業場内最低賃金が**879円以下**の事業所
- ② 事業場規模 **100人以下**

【助成額上限】

賃金引上げ 労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2~3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4~6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7~9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上(新設)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

【設備投資に対する助成率】

事業場内賃金	助成率	助成率 (生産性要件)	対象機器(例)
900円未満	80%	90%	 自動釣銭機、食器洗浄機、POSシステム、特殊車両 ※ パソコン等、貨物自動車
900円以上	75%	80%	

※ 売上が減少しているにも関わらず30円以上賃上げをした事業者のみ対象

最低賃金に抵触することはできませんので本助成金を活用して今後を見据えた設備導入等の検討をしてみたいかがでしょうか。日本政策金融公庫が最低賃金の引上げ、設備資金、運転資金に対して融資も行っています。詳細は弊社担当者までご相談ください。 塩原正行

労働保険料の納付を口座振替にしませんか？

9月6日(月)は労働保険料(労災保険料+雇用保険料)の第1期または全期の口座振替日になります。納付書で納付をされている方は、既に7月12日(例年は7月10日)までに納付済かと思いますがこの機会に口座振替へ切り替えをされてはいかがでしょうか。

☆ 口座振替での納付には、以下のようなメリットがあります ☆

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や時間が解消されます
- ② 納付の「忘れ」や「遅れ」がなくなるため、延滞金を課される心配がありません
- ③ 手数料はかかりません
- ④ 保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができます



※引き落とし前後には、ハガキでお知らせも届きます

	全期 or 第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による納付日 (引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日

切り替えにつきましては、弊社担当者までご連絡ください。

経理代行